【作成例】

「○○○○○○（施設名）」における

洪水時の避難確保計画

・計画中の色塗り部分は施設の特性に合わせて、適宜修正を行なって下さい。

　　　作成年月日：

１［目的］

洪水に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、○○○（施設名）近隣で洪水の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、水害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

２［防災体制に関する事項］

(1)［各班の任務と組織］

1） 各班の任務

1. 指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

1. 情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、河川の水位情報や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。

1. 避難誘導班

高齢者等避難の情報が発令された場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

近隣河川を記載してください。

【水位観測所】

石川（諸越橋水位観測所） 石川（滝尻橋水位観測所）

石川（関屋橋水位観測所） 天見川（平和橋水位観測所）

2）　組織図　別紙１　図①「組織図」に記載

3） 防災体制・参集基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | ・大雨・洪水注意報発表  ・氾濫注意情報発表（石川）  ・〇〇川（〇〇地点）の水位が氾濫注意水位に到達  ・〇〇川の洪水警報の危険度分布（注意：黄色） | 気象情報の情報収集  洪水予報・水位到達情報の情報収集 | 指揮班  情報収集班 |
| 警戒体制 | ・高齢者等避難の発令  ・大雨警報（浸水害）・洪水警報発表  ・氾濫警戒情報発表（石川）  ・〇〇川（〇〇地点）の水位が避難判断水位に到達  ・〇〇川の洪水警報の危険度分布（警戒：赤色） | 気象情報の情報収集  洪水予報・水位到達情報の情報収集  使用する資機材の準備  保護者・入院（所）者家族への事前連絡  要配慮者の避難誘導 | 指揮班  情報収集班  避難誘導班 |
| 非常体制 | ・避難指示の発令  ・大雨特別警報発表  ・記録的短時間大雨情報発表  ・氾濫危険情報発表（石川）  ・〇〇川（〇〇地点）の水位が氾濫危険水位に到達  ・〇〇川の洪水警報の危険度分布（非常に危険：うす紫色） | 気象情報の情報収集  洪水予報・水位到達情報の情報収集  関係行政機関等への連絡  避難誘導 | 施設職員全員 |

(2)［事前対策］

台風の接近などあらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員や行事・提供サービス等の中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

(3)［情報収集及び伝達］

情報収集班は、気象情報、河川水位情報、避難情報等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班および利用者等へ必要事項を報告・連絡する。

また、浸水等の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・消防署等へ通報する。

1）情報収集

情報収集の内容・方法等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 施設職員共有方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、インターネット | 口頭（館内放送）  メール等 |
| 洪水予報・河川水位 | テレビ、ラジオ、インターネット | 口頭（館内放送）  メール等 |
| 避難情報  ・高齢者等避難  ・避難指示  ・緊急安全確保 | 市ＨＰ、市ＳＮＳ（Twitter、LINE、Facebook）、防災行政無線、緊急速報メール）  テレビ・ラジオ・インターネット | 口頭（館内放送）  メール等 |

※停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・バッテリー等を用意する。

＜洪水予報・河川水位の情報＞

・おおさか防災ネット：ホーム → 気象・観測情報 → 大阪府河川防災情報

ＵＲＬ：<http://www.osaka-bousai.net/pref/index.html>

2）情報伝達

情報伝達の内容・連絡先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告先 |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話、ＦAXまたはメール | 河内長野市役所、消防等 |
| 避難準備等について | 避難誘導班 | 館内放送、口頭 | 利用者 |
| 電話、ＦAXまたはメール | 河内長野市役所、消防等 |
| 避難開始等について | 避難誘導班 | 館内放送、口頭 | 利用者 |
| 電話、ＦAXまたはメール | 河内長野市役所、消防等 |

3）「関係機関緊急連絡先」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　 称 | 電　話 | ＦＡＸ | Ｅメール |
| 河内長野市役所 | 53-1111 | 55-1818 | bousaitaisaku@city.kawachinagano.lg.jp |
| 河内長野市消防本部 | 53-0119 |  |  |
| 警察署 | 54-1234 |  |  |
| 系列施設（〇〇〇） |  |  | 関係施設や自主防災組織など必要に応じて追加・修正して下さい。 |
| 医療機関（〇〇医院） |  |  |  |
| 指定避難場所「〇〇〇〇」 |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

市の指定避難所から避難可能な場所を選定、もしくは、洪水等の危険がない系列施設を選定して下さい。

３［避難誘導に関する事項］

（1） 避難誘導等

指定避難場所「〇〇〇〇」へ避難誘導する。

また、悪天候の中の避難や、夜間の非難は危険を伴うことから、施設における想定浸水が浅く、家屋倒壊の恐れがない場合、別紙２「屋内避難場所図」に示すとおり〇階○○室へ避難誘導する。

（2）避難基準

次の洪水予報や避難情報の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：氾濫警戒情報発表（石川）

〇〇川の水位が避難判断水位に到達したとき

高齢者等避難の発令

要配慮者の避難時間等によっては、避難判断水位到達時では避難が間に合わない場合もあります。各施設の状況に応じ、適切な基準を設定しましょう。

１つ以上設定してください。

（3）避難方法

①指定避難場所「〇〇〇〇」へ避難の場合

・指定避難場所までの移動は、車によるものとする。

・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

②屋内避難の場合

・施設の○○室への避難は、徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は　　車いす利用者を優先する。

・施設内の各部屋より避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

（4）避難経路

①指定避難場所「〇〇〇〇」へ避難の場合

・指定避難場所までの移動は、別紙３「避難場所への経路図」のとおりとする。

②屋内避難の場合

・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。

・停電時にはエレベータ停止することに留意する。

（5）施設周辺や避難経路の点検

①施設周辺の点検

・指定避難場所に移動する際、施設周辺の水路や道路の状況（冠水の有無）を確認する。

・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

・指定避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

（6）避難の実施

・避難にあたっては、避難開始を館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

４［避難の確保を図るための施設の整備に関する事項］

停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、下表に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | 名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用紙おむつ、常備薬  施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

５［防災教育及び訓練の実施に関する事項］

（1）防災教育

施設管理者は、洪水の危険性や警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

1. 洪水の危険性について
2. 情報収集及び伝達体制
3. 避難判断・誘導
4. 本避難確保計画の周知

（2）訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め洪水に対する避難確保計画の内容を把握するため行う。

1. 訓練内容
2. 情報収集及び伝達
3. 避難判断
4. 避難訓練（要介護度や身体の状況等に応じた避難手法、避難方法など）

（3）訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね○回行う。

1. 新規採用職員の研修及び訓練を実施する。新規採用職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
2. 全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

別紙１

図①「組織図」

統括責任者（施設長）　〇〇〇〇

指揮班

情報収集班

避難誘導班

班長（役職）〇〇〇〇

班員（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

班長（役職）〇〇〇〇

班員（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

班長（役職）〇〇〇〇

班員（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

（役職）〇〇〇〇

図②「緊急時連絡網」

指揮班

情報収集班

避難誘導班

施設職員

河内長野市役所

〇〇〇〇

消防本部

利用者

警察署

統括責任者

利用者家族等

関係施設や自主防災組織など必要に応じて変更してください。

別紙２「屋内避難場所図」

館内平面図に屋内避難場所が分かるよう色や印をつけて添付してください。

別紙３

施設周辺地図に避難経路が分かるよう色や印をつけて添付してください。

また、避難経路の危険個所やおよその所要時間などの情報を記入するようにしてください。